

2019年8月26日

自治体 各位  
関係者 各位

一般財団法人家電製品協会  
家電リサイクル券センター

## 消費税率引上げに伴う再商品化等料金の改定等についてのお願い

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、2019年10月1日より消費税率が引上げられることに伴い、以下の再商品化等料金の改定が行われる予定です。つきましては、当該改定に対するご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 再商品化等料金の改定について

消費税率引上げに伴いすべての製造業者等及び指定法人において、特定家庭用機器が廃棄物となったもの(以下、「廃家電」といいます。)の再商品化等料金(以下、「リサイクル料金」といいます。)の改定が行われます。

本年10月1日に変更される消費税率により改定されるリサイクル料金(以下、「新料金」といいます。)は、次の各別表をご参照願います。

[別表1は、エアコンの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表2は、ブラウン管式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表3は、液晶・プラズマ式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表4は、冷蔵庫・冷凍庫の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表5は、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

(別表からはブラウザの戻るボタンで戻ってください。)

また、すべての製造業者等及び指定法人の新料金は、原則、次のアまたはイを満たしているものに適用されます。

ア)家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が10月1日以降のもの。

イ)家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降のもの。

今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率に係る経過措置について定めた法令等(2014年9月30日付け「消費税法施行令の一部を改正する政令(改正令附則5⑤)」)に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、リサイクル料金は、以下のように扱われます。

なお、本年(2019年)9月30日時点でのリサイクル料金を以下、旧料金といいます。

消費税率に係る経過措置を含めて図に示すと次のようになります。

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容		
		2019年9月30日 以前の日付のもの	2019年9月30日 以前の日付以外のもの	
			再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付のもの	再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付以外のもの
指定引取場所 引渡日	2019年10月1日より 2019年12月31日まで	旧料金適用	旧料金適用	新料金適用
	2020年1月1日以降	持込者の申告により 旧料金を適用	持込者の申告により 旧料金を適用	
			持込者の申告がない 場合、新料金を適用	持込者の申告がない 場合、新料金を適用

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

また、家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ再商品化等料金の領収日欄の記載が2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

ただし、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降の場合でも、廃家電の持込者の申告により上述の場合に限り、旧料金の適用が可能です。

なお、交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの、ありえない日付等は、2019年9月30日以前の日付以外のもものと見なされます。また、交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のものであっても、領収日欄の記載が2019年10月1日以降の日付のものであれば、消費税率に係る経過措置の対象外となり、新料金になります。

## 2. 製造業者等に関する各種変更等について

社名を変更した製造業者等、新たな製造業者等、品目を追加した製造業者等、グループの変更による新たな製造業者等、グループの変更により終了する製造業者等、特定家庭用機器の製造等の事業を終了した製造業者等のそれぞれに関する変更情報については、2019年8月28日付けRKCのホームページに掲載の「取扱店(者)各位宛 消費税率引上げに伴う再商品化等料金の改定等について」のお願いをご参照願います。

## 3. 義務外品(小売業者が引取る義務の無い廃家電)の収集・運搬に関する留意事項について

### (1) 料金郵便局振込方式の家電リサイクル券(郵便局券)の取り扱いについて

住民の方が郵便局券を利用してリサイクル料金を郵便局等で振り込んだ場合、振り込んだ日に適用されている料金一覧表の料金が適用されます。この場合、郵便局券の交付日(引取日)欄の記載に係わらず、振込日だけで判断されます。

2019年9月30日以前に郵便局等で振り込んだ場合、2019年4月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/旧料金が適用されます。一方、2019年10月1日以降に振り込んだ場合、2019年10月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/新料金が適用されます。

振り込んだ日付の確認方法は、郵便局券に貼付される振替払込受付証明書の「日附印の日付」又はATMのご利用明細票に記載されている「お取扱日」で確認します。

住民の方が郵便局で振り込んだ後、自治体等に指定引取場所までの収集・運搬を依頼する場合、自治体等は、振替払込受付証明書の「日附印の日付」又はATMのご利用明細票に記載されている「お取扱日」をご確認の上、当該振込日時点の適切な税込料金が振り込まれているかを確認してから収集・運搬を引き受けてください。

## (2) 住民の方より郵便局券と廃家電を引き取る際の確認徹底のお願い

自治体等が住民の方より郵便局券と廃家電を引き取る際、廃家電と当該郵便局券に記載された製造業者等名コード、品目・料金区分コードが一致していること、並びに郵便局券に貼付される振替払込受付証明書の「日附印の日付」又はATMのご利用明細票に記載されている「お取扱日」をご確認の上、当該振込日に適用される料金一覧表の税込料金が振り込まれていることを確認した上で、引き取ることの徹底をお願いします。

特に、振替払込受付証明書の「日附印の日付」又はご利用明細票の「お取扱日」が2019年9月30日以前の日付の場合は、2019年4月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/旧料金、2019年10月1日以降の日付の場合、2019年10月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/新料金が適用されます。

※自治体以外の小売業者や許可業者の方々におきましても、当該郵便局券と廃家電の指定引取場所までの収集・運搬を依頼された場合の留意事項は自治体と同様になります。

※許可業者や収集運搬業者の方々が、排出者から直接、当該郵便局券と共に廃家電の指定引取場所までの収集・運搬を依頼された場合、郵便局券の自治体・小売業者の欄に名称・住所・電話番号を記入いただき、交付日(引取日)を記入してから持込をお願いいたします。

## 4. 自治体用券の利用に関する留意事項について

ご利用いただいている自治体用券の交付日(引取日)欄については、必須項目ではなく、指定引取場所へ引き渡す予定日などのメモ欄にご利用いただくこととしております。

自治体が自治体用券を利用する場合、前述のお願いに記載されているすべての製造業者等及び指定法人による2019年9月30日までのリサイクル料金の経過措置は適用されませんので、ご注意願います。

自治体が直接、指定引取場所へ持ち込む場合、あるいは指定業者に依頼して指定引取場所へ持ち込んでもらう場合に係わらず、指定引取場所での受領印の日付に基づいたリサイクル料金が請求されます。

受領印の日付が2019年9月30日までの場合は2019年4月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/旧料金で、2019年10月1日以降の場合は2019年10月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/新料金が請求されます。

本年9月末は消費税率引上げに伴う駆け込み需要により指定引取場所が大変、混雑することが予想されますので、出来る限り、早めに持ち込んでいただきますよう、よろしく願います。

以上